

新型コロナウイルス感染症検査で陽性となられた方へ


①～④に該当しない方は、保健所への届出対象ではないため、保健所からの連絡はありません。コンタクトセンターにおいて、必要な支援を行いますので、ご自身でコンタクトセンターにご登録をお願いします。

※保健所への届出対象に該当する方は、医療機関からの届出を受けた後、保健所から連絡をしますので、お待ちください。

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬や酸素投与が必要であると医師が判断する方
- ④妊婦の方

<陽性者コンタクトセンター連絡先>

～陽性になられた方の登録・健康観察・相談に対応します～

- ◆電子登録・急を要しない相談申込：QRコードからお願いします → 
- ※混雑を避けるため、電子登録・相談申込での登録をお勧めします
- ◆電話での登録・相談申込：0857-26-8633(対応時間 8:30～20:00)
- ※症状悪化時等の急を要する場合の緊急的な相談は、24時間に対応します ----

【コンタクトセンターの支援内容】

- 症状悪化時にかかりつけ医が無い等で受診先に困られる場合の受診可能な医療機関案内
- 療養や接触者の対応について説明
 - ➡本チラシに記載していますが、不明な点がある場合は、ご説明します。
- パルスオキシメーターの配布(貸出)
 - ➡原則として、同居している一家族に1台貸与(委託業者が配達)します。不要な場合は申し出ください。受取時は、配達員とは対面することなく非接触(ポストイン・置き配)で受取りください。
- 希望者への健康観察
 - ➡My HER-SYS(マイハーシス)を活用し、体調悪化時の電話確認を行います。
- 希望者への療養証明書発行
 - ➡療養終了後に発行します。発行依頼に必要な書類等詳しくは、電話 0857-26-7996 にお問い合わせください。※なお、生命保険会社等において、入院給付金の請求に当たり、療養証明書の添付を不要とする取扱いが始まっていますので、一度、ご契約されている生命保険会社等の担当者へご確認下さい。

【コンタクトセンター登録時に必要な事項(聞取り事項)】

- ①個人の情報：氏名、年齢、性別、居住地、電話番号、職業、基礎疾患など
- ②支援希望内容

新型コロナウイルス感染症の症状、症状が強くなった時の対応について ←----

- 新型コロナの症状としては、発熱・のどの痛み・鼻水・咳・全身のだるさなどが現れますが、そのほとんどが2～4日で軽くなります。順調に経過すれば”かぜ”と大きな違いはありません。

- 高熱となる場合もありますが、医療機関で処方された解熱剤などを服用し、安静にして様子を見てください。
- 症状が悪化した場合は、かかりつけ医に電話でご相談ください。(陽性になられた方は院内に入れない可能性があるため、電話診療で薬を受け取れないか相談してください。)

かかりつけ医がないなどで受診先に困る場合は、コンタクトセンターへご相談ください。受診可能な医療機関をご案内します。

注) 急な受診には対応が困難な場合があります。なるべく、日中のお早めにご相談ください。

注) すぐに受診できない場合に備え、あらかじめ市販の解熱剤や咳止め等の薬を準備しておくとう安心です。
- 急を要する場合以外は、救急外来を受診することのないようお願いいたします。

今後の療養について

- 療養先は、原則「自宅療養」となります。
- 療養期間について

<症状がある方>

発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後 24 時間経過した場合に8日目から解除となります。

<無症状の方> (療養期間中に一度も症状が出なかった方)

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除となります。加えて、5日目の抗原検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除となります。(センターへの連絡は不要です。)

※ただし、症状がある場合は 10 日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、感染リスクがあります。検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設(高齢者福祉施設、障がい児・者施設、医療機関等)への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いいたします。

※コンタクトセンターから療養期間終了の連絡は行いません。
- 療養期間中は外出をお控えいただき、毎日2回の体温測定やパルスオキシメーターで血中酸素濃度(SpO₂)測定などご自身の健康観察を行ってください。

→ご希望があれば、My HER-SYS(マイハーシス)を活用した健康観察を行いますので登録時に申し出てください。

<My HER-SYS の登録方法>

 - ✓ センターへご登録いただいた翌日中に携帯番号へショートメールを送信します。
 - ✓ ショートメール内の URL からシステムに入り、新規登録を行ってください。
 - ✓ 登録には、「ご自身のメールアドレス」、ショートメールに書かれている「HER-SYS ID(8桁)」が必要となります。
 - ✓ ご家族分を、1台のスマートフォンで登録することも可能です。
 - ✓ 入力は、1日2回お願いします。(午前及び午後:時間を決めて、毎日同じ時間帯に入力する)
- 陽性になられた旨は、職場や学校(園)等に、ご自身で連絡をお願いします。

同居者の対応について

- 陽性になられた方と生活を共にしている同居者は「濃厚接触者」に該当します。

- 陽性になられた方の発症日(無症状の場合は検体採取日)又は住居内で感染対策をした日のいずれか遅い方を0日として、5日間の外出自粛と7日間の健康観察をお願いします。待機期間終了にかかるコンタクトセンターへの確認は不要です。

※待機期間短縮の制度もありますので、詳細は県のホームページをご確認ください。

- 濃厚接触者である旨は、職場や学校(園)等に、ご自身で連絡をお願いします。
- 症状がない場合はそのまま自宅での待機をお願いします。
- すでに症状がある方や待機期間中に症状が出た同居者の方は、(医療機関から同居者用の抗原検査キットが配布されている場合は、キットを使用の上)、かかりつけ医を受診してください。かかりつけ医がおられない場合は受診可能な医療機関(県ホームページに一覧掲載)を受診してください。または、受診相談センターに相談いただければ、受診可能な医療機関をご案内します。

※受診の際は、必ず事前に電話や FAX で「陽性者の同居家族(濃厚接触者)」であることを相談していただき、受診方法を確認してください。(濃厚接触者は院内に入れない可能性があるため、電話診療で薬を受け取れないか相談してください。)

鳥取県 受診可能な医療機関



<受診相談センター>

受付時間	区分	連絡先	
9時～17時15分 ※土日祝日含む ※年末年始(12月29日～1月3日)除く	電話	0120-567-492	
	FAX	0857-50-1033 ※夜間も送信できますが、お返事は翌日以降になります。	
上記以外の時間	地区	東部	中部・西部(コンタクトセンター)
	電話	0857-22-5625	0857-26-8633
	【聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難な方】 専用の相談フォームでご相談ください。 QRコードから開けます。		

- 外出自粛期間中の生活上の注意事項
 - ✓ 出勤や登校含めて、不要不急の外出を控え、生活に必要な物資の買い出しが必要な場合は、人が少ない時間を選んで短時間をお願いします。
 - ✓ 公共交通機関の利用も避けるようお願いします。
 - ✓ 期間中に別疾患で定期受診の予定がある方は、主治医に濃厚接触者である旨を伝え、受診方法を相談して下さい。

自宅療養される場合の家庭内の感染対策

- 同居者がいる場合、食事や寝るときも含め、できるだけ個室で療養してください。(個室対応が難しい場合は、全員がマスクを着け、十分に換気をしてください)
- また、タオルや食器の共用を避けて、手洗いの徹底、手が触れる場所(ドアノブ等)のアルコール消毒をお願いします。お風呂は陽性になられた方が最後に使用してください。

- ごみは、袋を二重にして、3日間は自宅で保管した後に捨てるようにしてください。(付着したウイルスは、3日経てば感染力がなくなると言われているため)
- 他の濃厚接触者である同居者が発症し陽性となれば、その同居者との接触状況によって、そのほかの同居者の外出自粛期間が延長となる場合もあります。濃厚接触者同士も感染対策をとるようにご注意ください。
- 療養中の食料確保について
自宅に食料が無い場合、同居の濃厚接触者が食料調達のため外出することは不要不急の外出にあたりませんので、同居者がいる場合は同居者による食料調達をお願いします。
また同居者による食料調達が難しい場合は親族や友人、職場等による支援や、インターネット通販や宅配サービスなどを検討ください。
(上記方法がどうしても困難な場合)
一時的な食料支援サービスを行っていますので、コンタクトセンターへご相談ください。

陽性になられた方が感染拡大の影響が大きい施設(※)の利用者・職員の場合の対応について

※医療機関、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、学校、保育園・幼稚園、放課後児童クラブ等

- ご自身で、陽性になった旨を施設にご報告ください。

接触者が別居家族や知人、一般事業所の同僚等の場合の対応について

- ご自身から、接触者の方へ陽性となったことをお伝えください。
- 濃厚接触者の認定は行いません。感染可能期間内の接触の程度を確認していただき、感染の可能性がある場合は、自主的に濃厚接触者と同等の健康観察・外出自粛を行っていただくようお願いください。
 - 1 感染の可能性がある期間
 - ✓ 陽性になられた方が有症状者の場合:症状が出た日の2日前以降
 - ✓ 陽性になられた方が無症状者の場合:陽性となった検体を採取した日の2日前以降
 - 2 感染の可能性がある接触の例
 - ✓ 換気が不十分な空間で長時間の接触があった(車の同乗、密室での会話など)
 - ✓ 手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、マスクをきちんと着用せず、15分以上の接触があった(会食や会合など)
- 無症状の方は、無料検査の利用が可能です。

無料検査については県ホームページをご覧ください。(無料検査可能一覧等を掲載)

※中部地区はPCR検査以外で陽性となられた場合、西部地区は(株)RO(米子港)PCR検査及び医療機関実施の検査のいずれか以外で陽性となられた場合は、医師の診断が行われなため、医師の診断の行われる検査機関での再検査が必要となりますので、ご注意ください。

鳥取県 無料検査

検索



<無料検査に関する問い合わせ>
鳥取県無料検査コールセンター
(受付時間 9時~17時(土曜、日曜を含む毎日))
電話番号 0570-783-563 (ナビダイヤル)

担当:鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
新型コロナウイルス感染症対策推進課陽性者コンタクトセンター担当